

森林環境譲与税を活用した取組



木質環境整備促進支援事業

目的

町民等が利用できる空間において木の魅力に触れられる機会を創出するとともに、地域産材利用の推進を図ることで森林の有する多面的機能の継続的な発揮に資するため、不特定多数の町民等が利用する施設（以下「公共的施設」という。）の木質化に対し支援する。

【事業内容等】

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助額
公共的施設整備	町内の公共的施設において木の魅力についてPR効果が期待できる空間の木質化	玄関、ロビー等の天井、床、壁等の木質化に係る費用	3分の2以内、ただし補助の上限額は20万円とする。
		玄関、ロビー等への木製品の導入費用	
木育環境整備	町内の保育所等において子どもが見る、触れる又は利用できる空間の木質化	子どもが利用する、玄関、遊具室等の天井、床、壁等の木質化に係る費用	10分の10以内、ただし補助の上限額は10万円とする。
		子どもが利用する木製品（机、椅子等）の導入費用	

※消費税は補助対象外

【事業実績】

事業区分	導入商品	補助額	導入後の様子
木育環境整備 (木製品の導入)	重ねて収納できる長テーブル	100千円	